(注) 正のに 『議定書に規定される適用開始に関する規定に従う。『正文のみが、適用可能な法的文書である。なお、この文書に含まれる原条約及び改正議定書の条文が統合され対する改正議定書の適用に関する理解を容易にすることであり、この文書は法的根拠となるものではない。この文書は、原条約の規定と改正議定書の規定とを統合し、条文の形式で表示したものである。この文書の の唯一の目的は 適改は 用正、は議原 定条 改書約

所得に対する租税に関する二重課税 \mathcal{O} 口 避 \mathcal{O} ため 0 日本国とスイスとの間の条約

日本国政府及びスイス連邦政府は、

両 国 間 の経済関係の一 層 $\overline{\mathcal{O}}$ 発展を図ること及び租税に関する両国 間 この協力を強化することを希望し、

所得に 対する租税 に関して、 脱税又は 租 税回 避を通じ た非課税又は 租 税 \mathcal{O} 軽減 (第三 国の居住 者の 間 接 的 な

利益 のためにこの条約において与えられる租税の 免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁 ŋ \hat{O} 仕 組 みを通

じたも \mathcal{O} を含む。 の機会を生じさせることなく、 二重課税を除去するための条約を締結することを意図

て、

次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約が適用される租税は、次のものとする。

- a 日本国については
-)(i) 所得税
- 復興特別所得税
- (iv) 地方法人税
- (以下「日本国の租 (v) 住民税

スイスについては、(以下「日本国の租税」という。

(b)

する連邦税、 所得 (総合所得、 州税及び市町村税 勤労所得、 資本所得、 (以下「スイスの租税」という。) 産業上及び商業上の利得、 譲渡収益その他の区分の所得) に対

2 設けられる租税であつて1に掲げる租税と実質的に類似するものについ この条約は、 その署名の日の後にいずれか一方の締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体によつて ても、 また、 適用する。 両締 約国 \mathcal{O}

通知するものとする。

権限

0

ある当局は、

それぞれの国の税法について行なわれた改正を、

その改正後の妥当な期間内に、

相互に

- 3 この条約は、 富くじ類の賞金について源泉徴収される連邦予納税については、 適用しない。
- 4 この条約は、 第八条2の規定に関する場合に限り、 同条2の租税についても、 また、 適用する。

1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほ

(a) 日本国」 とは、 地理的意味で用いる場合には、 日本 国 \mathcal{O} 租税に関する法令が施行されているすべての

か、

を有し、 カュ つ、 日本国 の租税に関する法令が施行されているすべての区域 (海底及びその下を含む。) を

いう。

領域

(領海を含む。)及びその領域の外側に位置する区域であつて、

日本国が国際法に基づき主権的

権利

- (b) 「スイス」とは、スイス連邦をいう。
- (c) 方の締約国」 及び 「他方の締約国」 とは、 文脈により、 日本国又はスイスをいう。
- (d) 租 税」とは、 文脈により、 日 本 国 \mathcal{O} 租税又はスイス (T) 租税をいう。
- (e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体をいう。

う。

(f) 「法人」とは、 法人格を有する団体又は租税に関し 法人格を有する団体として取り扱わ れる団体をい

3

- (g) 及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、 それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業
- (h) け 1 てのみ る運送を除く。) 「国際運 運用され、 輸 とは、 をいう。 か つ、 船舶又は航空機による運送 当該船 舶 又は航空機を運用する企業が当該一 (当該. 船舶又は航空機 方の締約 が 方の 国 締 約国内 \mathcal{O} 企業でな 0 地 点の 1 、場合に 間 に

おお

お

- (i) 「国民」とは、次の者をいう。
- (i) 織されたすべての法人及び法人格を有しない 又は組織された法人として取り扱われるすべての 日本国については、 日本国 の国 籍を有するすべての個人、 が 7日本国 寸 体 \mathcal{O} 租 税に関し日本国の法令に基づいて設立され 日本国の法令に基づいて設立され、 又は組
- (ii) 位を与えられたすべての法人、 スイスについては、すべてのスイスの市民並 組合及び団体 びにスイスにおいて施行されている法令によつてその地
- (j) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。
- (i) 日本国 については、 財務大臣又は権限を与えられたその代 _理者
- (ii) スイスについては、 財務大臣又は権限を与えられたその代理者

- (k) 「年金基金又は年金計画」とは、次の①から⑪までに掲げる要件を満たす者をいう。
- (i) 一方の締約国の法令に基づいて設立されること。
- (ii) 金基金若しくは年金計画 主として退職年金、 退職手当その他これらに類する報酬を管理し、 の利益のために所得を取得することを目的として運営されること。 若しくは給付すること又は他 \mathcal{O} 年
- 場合を除くほ (iii) 一方の締約国がこの条約を適用する場合には、 ⑪に規定する活動に関して取得する所得につき当該一方の締約国において租税を免除されること。 か、 この条約の対象である租税に関する当該一方の締約国の法令上有する意義を有するものと 特に定義されていない用語は、 文脈により別に解釈すべき

2

第四条

する。

- 1 にお 所、 この条約の適用上、 本店又は主たる事 いて課税を受けるべきものとされる者をい 務所の所在地、 「一方の締約国の居住者」とは、 事 業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国 V. 次の ŧ 当該一方の締約国の法令の下において、住 0 を含む。 所、 居
- (a) 当該 方の締約国及び当該 方の締: 約 国 $\overline{\mathcal{O}}$ 地方政 府又は 地方公共団 体
- (b) 当該 方の締約国の法令に基づいて設立された年金基金又は年金計

画

(c) 動、 当該一方の締約国の法令に基づいて設立された団体であつて、 文化その他公の目的のために運営されるもの (当該一方の締約国の法令において所得の全部又は 専ら宗教、 慈善、 教育、 科学、 芸術、 部 運

ただし、 方の締約国 の居住者」 には、 当 該 方の締約国内に源泉の ある所得のみについて当該 方の

締約国において租税を課される者を含まない。

に対する租

税が免除されるものに限る。

2 (a) 双方の締 1 当該個-の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。 約国内 一人は、 に有する場合には、 その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。 当該個-人は、 その 人的及び経済的関係がより密接な締約国 その使用する恒久的住居を (重要な利

害関係の中心がある締約国)

の居住者とみなす。

- (b) とみなす。 1 ・ずれの締 その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居を 約 国内にも有しない場合には、 当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者
- (c) 該個 その常用 一人は、 当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。 の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、 当

- (d) 限 当該個人が双方の締約国 のある当局は、 合意により当該事案を解決する。 [の国民である場合又はいずれの締約国 の国民でもない場合には、 両締約国の権
- 3 存在する締約国 1 0 規定によつて双方の締約国 の居住者とみなす。 の居住者となる者で個人以外の ものは、 その者の本店又は主たる事 一務所が
- 4 の締 \mathcal{O} 所得のうち当該他 租税を免除する場合において、当該他方の締約国において施行されている法令により、 締 この条約の規定に従い一方の締約国が他方の締約国の居住者の所得に対する租税の率を軽減し、 約 約 国に 国に送金され、 おいて租税を課されることとされているときは、 方の締約国に送金され、 又は当該他方の締約国内で受領された部分につい 又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ当該 その軽減又は免除は、 てのみ適用する。 その所得のうち当該他方 当該居住者が、 又はその その 他方
- 5 (a) この条約 の適用上、 国内から取得される所得であつて、

方の締:

約

- (i) 他方 0 締 約 国 に お 7 て組織され た団体を通じ て取得され、
- (ii) 当該 他 方 の締: 約 玉 \mathcal{O} 租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、 構成員又は参 加者の所得として取

つ、

り 扱われるも

与えられる。 取り扱われるか否かにかかわらず、 \mathcal{O} \mathcal{O} に対しては、 特典 ·条約に別に定める要件を満たすものに限る。) (当該受益者、 当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該受益者、 構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。 当該他方の締約国の居住者である当該受益者、 の所得として取り扱われる部分についてのみ、 構成員又は参加者の所得として 構成員又は参加者 . こ の 条約 \subseteq が

- (b) 一方の締約国内から取得される所得であつて、
- (i) 他 一方の締: 約国 に おいて組織された団体を通じて取得され、 かつ、
- 合に (ii) か に対しては、 かわらず、 当該 のみ、この条約 他 方 当該団 当該一 (の締: 約 方の締 \mathcal{O} 体が当該他 国 特典 \mathcal{O} 租 約国 税に関する法令に基づき当該団体の (当該: $\overline{\mathcal{O}}$ 方の締約国の居住者であり、 他方の締約 租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱わ 国 一の居住者が取得したものとした場合に認められる特典に限 か つ、この条約に別に定める要件を満たす場 所得として取 いり扱わ ħ るも Ŏ れ るか否かに
- (c) 一方の締約国内から取得される所得であつて、

る。

が与えられ

(i) 当該 方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii) 他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるもの

に対しては、この条約の特典は与えられない。

第五条

1 この条約の適用上、 「恒久的施設」 とは、 事業を行なう一定の場所であつて企業がその事業の全部又は

部を行なつているものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(b) 支店 (a)

管理所

(c) 事務所

(d) 工場

(e) 作業場

f 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所

3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える

期間存続する場合に限り、恒久的施設を構成するものとする。

- 4 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。
- (a) 企業に属する物品又は商品をもつぱら保管し、展示し、 又は引き渡すため、 施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品 又は 商 品 の在庫を、 もつぱら保管し、 展示し、又は引き渡すため、 保有すること。
- (c) 企業に属する物品 又は 商 品品 \mathcal{O} 在庫を、 もつぱら他の企業による加工の ため、 保有すること。
- (d) 企業のためにもつぱら物品若しくは商品を購入し、 又は情報を収集するため、 事業を行なう一定の場所

を保有すること。

- (e) 質 の活動を行なうため、 企業のためにもつばら広告、 事業を行なう一定の場所を保有すること。 情報の提供、 科学的調査その他これらに類する準備的若しくは補助的 な性
- (f) 的な性格のものである場合に限る。 を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は (a) からeまでに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、 事業を行う一定の場所 補 助
- 5 を反復して行使する場合には、 理人を除く。) 1 及び2の規定にか が、 方の締約国内で、 かわらず、 当該企業は、 企業に代わつて行動する者 当該企業の名におい その者が当該企業のために行うすべての活動について、 て契約を締結する権限を有し、 (6の規定が適用される独立 \mathcal{O} 地位を有する代 かつ、この権限

方の締約国内に恒 定の場所で行われたとしても、 のみである場合は、 久的施設を有するものとされる。 この限りでない。 4の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないような ただし、 その者の活動が4に規定する活動 (事業を行う

Ł

- 6 約 の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつているという理由のみでは、 国 内に恒久的施設を有するものとされることはない。 方の締 約 国 \mathcal{O} 企業は、 仲 立 人 問屋その他独立 の地位を有する代理人でこれらの者としての業務 当該: 他 方の を通 締 常常
- 7 \mathcal{O} 恒 久的 みによっては、 方の締 施設を通じ若しくは通じないで事業を行なう法人を支配し、 約国 の居住者である法人が、 いずれ の一方の法人も、 他方の締約国 他方の法人の恒久的施設であることとはならない。 の居住者である法人若しくは他方の締約国 又はこれらに支配されてい るという事 内に お ļ, \ 実 7

第六条

- 1 得を含む。 方の締? 約 に対 玉 の居住者が他方の締約 しては、 当該: 他 方の 締 国内に存在する不動 約 国に お į١ て租税を課することができる。 産から取得する所得 (農業又は林業から生ずる所
- 2 Ŕ 不動 不動産に附属する財産、 産 の定義は、 当該 以財産が 農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、 存在する締 約国 の法令によるものとする。 不動 不動 産に関する 産には、 1 カコ 般法の規定 なる場合に

の適 (その金額が確定しているかどうかを問わない。) を受け取る権利を含む。 用がある権利、 不動産用益権並 一びに鉱石、 水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金 船舶及び航空機は、 不動産とは

3 1 \mathcal{O} 規定は、 不動 産 一の直: 接使用、 賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得につい て適 一用す

る。

みなさない。

4 る所得についても、 1及び3の規定は、 また、 企業の不動産から生ずる所得及び自由職業を行なうために使用される不動産から生ず 適用する。

第七条

1 方の締: 場合 方 7の締 方の締? には 約 約国内に 国 約 2 0 企 玉 の規定によつて当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、 業が お $\overline{\mathcal{O}}$ (1 企業の利得に対しては、 他方 て事業を行わない限り、)の締: 約国 内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他 当該 一方の締約国におい てのみ租税を課することができる。 当該他方の 締約国に お ζì て租税

2 この条及び第二十三条の規定の適用上、 各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、

を課することができる。

た企業であるとしたならば、 を考慮した上で、 企業が当該恒久的施設及び当該企業の他 当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の 特に当該企業の他の構成部分との取引においても、 の構成部分を通じて果たす機能、 使用する資産及び引き受ける危険 活動を行う分離し、 当該恒久的 施設が取得し かつ、 独立 た L

とみられる利得とする。

- 3 に 玉 れに伴い、 は、 お į, 方の締約国が、 て課された租 その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限 他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、 いずれ 税の額に かの締約国 ついて適当な調整を行う。 の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定によつて調整 この 調整に当たり、 ŋ, その 利得に対して当該 両締約国 \mathcal{O} 権限 当 該 \mathcal{O} ある当 他 方の 他 方 局 締 \mathcal{O} 締 は 約 そ 約 玉
- 4 規定によつて影響されることはない。 他 の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、 当該他の条の規定は、 この条の

第八条

必要があるときは、

相互に協議する。

1 方の締約国においてのみ租税を課することができる。 方の締 約 玉 \mathcal{O} 企業が 船舶又は航 空機を国際 運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、 当 該

- 2 方の締約国 の企業は、 船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、 他方の締約国において事業税
- 3 1 及び2の 規定は、 船舶又は航空機を国 際運輸に運用 する一方の 締 約 玉 0 企業が 7 かなる種 類 \mathcal{O}

.際経営共同体に参加している場合についても、

同

. 様 に

適用

でする。

共

同

計

第九条

算、

共

同

経営又は国

を免除される。

- 1 当 該 おい ときは、 次 て、 ⑦ (a) 方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該 双方のな 文は、 その条件が (b) 企業の の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、 ないとしたならば一 間 に、 独立 の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、 方の・ 企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件の 方の 企業の利得に算入して租税を課す 商業上又は資金上の 又は課されて 関係に ため 1 É る
- (a) 方の締: 約 国 の企業が他方の締 約 国 \mathcal{O} 企業の経営、 支配又は資本に直接又は間接に参加してい 、る場合
- (b) 同 \mathcal{O} 者 が 方 の締 約 国 \mathcal{O} 企 業及び 他 方の 締約国 \mathcal{O} 企業の 経営、 支配又は資本に直 |接又は間 [接に . 参 加

ている場合

ることができる。

2 方 の締 約国が、 他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一 方の締約

された租税 なつたとみられる利得であるときは、 た条件が独立 玉 の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、 両締 の額につい 約 の企業の間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該 国 0 権 限 て適当な調整を行う。 のある当局は、 当該他方の締約国 必要があるときは、 この 調 整に当たり、 は、 相互に協議する。 その利得に対して当該 この条約 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 方の締 規定に妥当な考慮を払うも 双方の企業の間に設けられ 他 方 約国 \mathcal{O} 締 約 \mathcal{O} 国 企 業の にお 利 1 得と て 課

3 満了 か カ ら七年を経過した後は、 わらず、 1 租税を免れた利得については、 の規定に た後は、 当該 カ 当該 締 カ 約 わらず、 国 締 |の当該な 約 国 締約国 当 \mathcal{O} 「該締約」 企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係 企業の利得の更正をしてはならず、また、 は、 適用しない。 国 の当該企業の当該利得の更正をしてはならない。 1に規定する状況において、 当該締約 当該 期 国 間 一の法令に規定する期間 制 限 が この 満了したか る課税年 3 $\overline{\mathcal{O}}$ 度の 規定は、 否 終 制 か 限が に 了 不 時 か

第十条

正

に

2

方

の締

約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、

当該一方の締約国においても、

当 該

方の締

1 お 1 方 て の締 租税を課することができる。 約 国 \mathcal{O} 居住者である法人が 他 方 の締 約 国 $\overline{\mathcal{O}}$ 居住者に支払う配当に対しては、 当該 他 方の 締 約 国に

約国 玉 の居住者である場合には、 の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、 当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。 当該配当の受益者が他方の締約

3 が、 2 他 \mathcal{O} 規定に 方の締約 かかわらず、 国 0 居住者であり、 方の締約 か つ、 国 の居住者である法人が支払う配当に対しては、 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、 当該他· 当該配当 方の 締約 0 受益者 玉 お

ての

み租税を課することができる。

- (a) る法 0 所有の変更は、 の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人。 当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む三百六十五日の期間を通じ、 人又は当該配当を支払う法人の合併若しくは分割又は法的な形態の変更の直接の結果として行われ 考慮しない。 当該期間 \mathcal{O} 計算に当たり、 次のíj又はíjjに掲げるも 当該配当の受益者であ る
- (i) 当該配当を支払う法人が日本国 「の居住者である場合には、 当該法人の議決権
- (ii) 当該配当を支払う法人がスイスの居住者である場合には、 当該法人の 発行済株式又は 決権
- (b) 2 及 び 3 年金基金又は年金計 の規定は、 当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすもの 画 (当該配当が、 第三条1k的に規定する活動によつて取得される場合に限

4

ではない。

16

- 5 ずる所得及びその分配を行う法人が居住者とされる締約国 「配当」とは、 株式その他利得の分配を受ける権利 の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同 (信用に係る債権を除く。) から生 様
- 6 に取 て、 の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合に される他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該 1 当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的 カン り扱われる所得をいう。 ら3までの規定は、 方の締約国 [の居住者である配当の受益者が、 当該配当を支払う法人が居住者と な関連 他方 お
- 約国 る恒 約国 税も課することができず、 を有するものであるときは、 部が 方の締? は、 久 の居住者に支払わ *当該: 的 当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は 施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。 約国 他方の締 の居住者である法人が他方の締約国内から利得又は所得を取得する場合には、 約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、 れ る配当及び配当の支払 また、 適用しない。 当該留保所得に対して租税を課することができない。 この場合には、 の基因となつた株式その他の持分が当該 第七条又は第十四条の規定を適用する。 当該配当 に対してい 他方 \mathcal{O} (当該: 当該: 締 約国 他方 他方 かなる租 内に 0 \mathcal{O} 締 締 あ

7

- 8 け、 らば、 れに類する持分と同等の当該一 ける場合において、次の回及び心に規定する事項に該当する者が当該配当の支払の基因となる株式その他こ 方の締約国の居住者が株式その他これに類する持分に関して他方の締約国の居住者から配当の支払を受 又はこれを所有することはなかつたであろうと認められるときは、 当該一 方の締 約 国 \mathcal{O} 居住者が当該配当の支払の基因となる株式その他これに類する持 方の締約国の居住者の株式その他これに類する持分を有していないとしたな 当 該 方の締: 約国 \mathcal{O} 居住者は、 分の発行 当 該 を受
- (a) 8 当該: 5 れ 他 る特典と同 一方の締: 約国 等 \dot{O} の居住者が支払う配当に関し、 又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。 当該 方の締: 約国 の居住者に対してこの条約により認
- (b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

配当の受益者とはされない。

第十一条

- 1 に お 方の締 1 7 0 4 約 租 国 内に 税を課することができる。 おいて生じ、 他方の締 約国 の居住者が受益者である利子に対しては、 当該 他方の締約国
- 2 債務者若しくはその関係者の有する資産の価値 1 \mathcal{O} 規定に か カ わらず、 債務者若しくはその関係者の収入、 の変動若しくは債務者若しくはその関係者が支払う配当、 売上げ、 所得、 利得その 他 (T) 資 金 0) 流 出 組

の締 合には、 租 合の分配金その他これらに類する支払金を基礎として算定される利子又はこれに類する利子であつて、一方 税 約国内において生ずるものに対しては、 を課することができる。 当該利子の額の十パ ーセントを超えない ただし、 その租税 当該一方の締約国において、当該一方の締約国 \mathcal{O} 額は、 ものとする。 当該利子の受益者が他方の締 約国 $\overline{\mathcal{O}}$ 居住者である場 の法令に従つて

3 又は社会 受ける権利の有無を問わない。)から生じた所得、 該当しない。 から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。 この条において、 債 0 割増金及び賞金を含む。)及び他の所得で当該所得が生じた締約 「利子」とは、 すべての種類の信用に係る債権 特に、 前条で取り扱われる所得は、 公債、 債券又は社債から生じた所得 (担保の有無及び債務者の利得の分配を 国 $\overline{\mathcal{O}}$ 租税に この条約 関する法令上貸付 \mathcal{O} 適用一 (公債、 上利子には 債 金 券

4 方の この場合には、 なつた債権が当該恒 . て当該: 1及び2の規定は、 綿 約 他方 国 内 にこ 0 締約 第七条又は第十四条の規定を適用する。 ある固定 人的: 国 一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国 一内にある恒久的 的 施設又は当該 施設を通じて独立の 固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、 施設を通じて事業を行う場合又は当該 人的役務を提供する場合におい 他方の て、 当該利子 締 約 国内に (T) 支払 適用し お 7 (T) て当該 ない。 内に 基因と お

他

- 5 生じたものとされる。 あるか否かを問 久的施設又は固定的施設によつて負担されるものであるときは、 該利子の支払 される。ただし、利子の支払者が、 利子は、その支払者が一方の締約国 の基因となつた債務が当該恒 わず、 当該利子は、 当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国 一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、 の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものと **人的** 施設又は固定的施設について生じ、 当該支払者がいず かつ、 ħ カ \mathcal{O} 当該 締 約 国 利子が当該恒 内に \mathcal{O} 序 居 住者で お 当 7
- 6 る。 払つた上で、各締約 合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についての 方と第三者との間 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、 この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を の特別 国 の法令に従つて租税を課することができる。 の関係により、 当該利子の額が、 その関係がないとしたならば支払者及び受益者が 利子の支払者と受益者との 間又はその み適 一用す 双
- 7 次の(a) ていないとしたならば、 方の締 及び (b)に規定する事項に該当する者が当該債権と同等の債権を当該一 約 国 の居住者が債権に関して他方の締約国内において生じた利子の支払を受ける場合にお 当該一方の締約国の居住者が当該利子の支払の基因となる債権を取得することは 方 の締約国の 居住者に対して有 いて、

なかつたであろうと認められるときは、 当該一方の締約国 の居住者は、 当該利子の受益者とはされない。

- (a) めら 当該: れ る特典と同等 他 一方の締約国内において生ずる利子に関し、 O又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。 当該 方の締約国 の居住者に対してこの条約により認
- (b) 1 ずれ の締 約 玉 \mathcal{O} 居住者でもないこと。

玉

お

7

7

0)

4

租

税を課することができる。

1 方の締約国内において生じ、 他方の締約国 の居住者が受益者である使用料に対しては、 当該他方の締約

2 上 面 送用又はテレビジョン放送用のフィル この条に の経 秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、 験に関する情報の対価として受領されるすべての お V て、 「使用料」とは、文学上、 ム又はテープを含む。 芸術上若しくは学術上の著作物 種 類の支払金をいう。 の著作権、 特許 又は産業上、 権、 (映 商標権、 画 ロフィル 商業上若しくは学術 意匠、 ム及びラジオ放 模型、

の締約 て当該 1 \mathcal{O} 規定 国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、 他 方 は \mathcal{O} 締 約 方の締: 国 内に 約国 ある恒久的 の居住者である使用料の受益者が、 施設を通じて事業を行う場合又は当該 当該使用 他 料の生じた他方の 方 の締: 当該使用料の支払の基因と 約 国 内に 締 お į١ 約 て当 玉 丙 該 に 他 お 方 1

3

义

なつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該 ない。 この場合には、 第七条又は第十四条の規定を適用する。 固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、 適用

4 規定に妥当な考慮を払つた上で、 についてのみ適用する。 ば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、 者との間又はその双方と第三者との間 使用 料 この支払 の基因となつた使用、 この場合には、 各締: の特別 約 権利 支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約 国 の法令に従つて租税を課することができる。 又は情報について考慮した場合におい \mathcal{O} 関係により、 当該使用料の この条の規定は、 額が、 て、 その合意したとみられ その 使用料 関 係が ない の支払者と受益 としたなら \mathcal{O} 他 ろ 額 \mathcal{O}

- 5 者が当る であろうと認められるときは、 用に関して当該一方の締 る場合におい 方 該権利又は財 の締 約国 て、 の居住者が権利又は財 次 の (a) 産 0 約国 使用に関して当該 及びしに規定する事項に該当する者が当該権利又は財産と同一 の居住者から使用料の支払を受けないとしたならば、 当 該 方の: 産 の使用に関して他方の締約国内に 締 他方の締 約 玉 0 居 約国 住者は、 の居住者から使用料の支払を受けることはなか 当該: 使用料 おいて生じた使用 の受益者とはされ 当 該 (T) 一方の締 権 ない 利又は 料 \mathcal{O} 約国 支払を受け 財 \mathcal{O} 産 つ 居 \mathcal{O} た 使 住
- (a) 認 められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。 該 他 方 の締 約 国 内 におい て生ずる使用料に関 当 該 方の締 約 国 \mathcal{O} 居住者に対してこの条約により

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

第十三条

1 取得する収益に対しては、 方の締: 約 国 の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の 当該 他 方の締約国に お いて租税を課することができる。 締約国内に存在するもの 0 譲 渡に よつて

2 在するものにより直接又は間接に構成される場合には、 人又は信託財産 方の締約国 の資産 の居住者が法人の株式又は信託財産の持分の譲渡によつて取得する収益に対しては、 の価値 の五 十パーセント以上が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存 当該他方の締約国において租税を課することができ その 法

る。

3 (a) は、 援助が最初に行われた日から五年以内に行われる譲渡に限る。) することによつて取得する収益に対して 次のi)及びi)の規定に該当する場合には、 他方 \mathcal{O} 締 約 国に お į١ て租税を課することができる。 一方の締約国の居住者が近に規定する株式を譲渡 (i)の資金

(i) 他 玉 当該 方の の居住者である金融機関に対して実質的な資金援助を行う場合 締 他 方 約)の締: 玉 0 金融 約 国 機関 (日本国については、 1の差し迫つた支払不能に係る破綻処理に関する法令に従つて、 預金保険機構を含む。 以下この3にお į١ 、 て 同 当該他方の締約 ľ が、 当該

- (ii) 当該一方の締約国 の居住者が当該他方の締約国から当該金融機関 の株式を取得する場合
- (b) 定 0 (a) 効 の規定は、 力発生 前 当該 に取り 得 方のご した場合又はこの 締約 国 0 居住 者が、 3 0 規定の効力発生前に締結された拘 当該· 金 融 機 関 \mathcal{O} 株式 (を当該: 他 方の 東力の 締 約 国 ある契約 いから、 この に基づ 3 の規 7

取得、

した場合には、

適

用

しな

- 4 譲 1 \mathcal{O} 譲 る 渡 固 方の締約 0 渡又は一 定的 部とし 施 設に係る財 方の締約 玉 \mathcal{O} ての当該恒 企業が 玉 他 産 の居住者が独立 方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産 久的 (不動産を除く。 施設 0) 譲 の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその 渡又は当該固定的施設 の譲渡から生ずる収 \mathcal{O} 譲 益 渡 か **当** ら生ずる収益を含む。 該恒 久的 施 設 \mathcal{O} (不動 譲渡、 産を除く。) 用に供して 企業全体の に対して
- 5 係 る財 \mathcal{O} 方 4)の締: 租 産 税を課することができる。 不 約 動 国 産を除く。 \mathcal{O} 企業が 国際 0 運 輸に 譲 渡によつて当該企業が取得する収益に対しては、 運 用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機 当 該 方の 締 約国に 0 運用に お 1

7

は、

当

該

他

方

の締

約 国 に

おい

て租税を課することができる。

6 玉 にお 1 カン **,** \ ら 5 てのみ租税を課することができる。 までに規定する財産以外 \mathcal{O} 財 産 0 譲 渡から生ずる収益に対しては、 譲渡者が居住者とされる締約

第十四条

- 1 当該 者が は、 ることができる。 自己 方の締約国 当該所得のうち当該固定的施設に帰せられる部分に対してのみ、 方の締約国に 0) 活動を遂行するために通常使用することができる固定的施設を他方の締約国内に有しない の居住者が自由職業その他これに類する独立の活動に関して取得する所得に対しては、その おいてのみ租税を課することができる。 その者がそのような固定的施設を有する場合に 当該他方の締約国におい て租税を課す 限 ŋ
- 2 弌 自 建築士、 由 [職業」 歯科医師及び公認会計士 には、 特に、 学術上、 の独立の活動を含む。 文学上、 美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、 弁護士、 技術

第十五条

1 は、 り、 取得する給料、 次条、第十八条及び第十九条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が勤務について 当 該 その勤 一方の締 務 から生ずる報酬に対しては、 賃金その他これらに類する報酬に対しては、 約国においてのみ租税を課することができる。 当該 他方の締約国におい その勤務 勤務が他方の て租税を課することができる。 が他方 \mathcal{O} 締約国内で行なわれる場合に 締 約 玉 内で行なわ れ な 限

2

1

の規定にかかわらず、

一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務について取得する報酬

配に対

25

しては、次のことを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

- (a) 百八十三日を超えない期間当該他 その報酬 の受領者が、当該年において開始し、 方の締約国内に滞在し、 又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、
- (b) その報酬 が当該他方の締約国 の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払 われ、 か つ、
- (c) その 報 酬 が当該 他 方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されないこ

て運用される場合には、 締約国におい 玉 際運 1 及び2の規定にかかわらず、 輸に 運用され ての み租税を課することができる。 る船舶内又は航空機内において行う勤務について取得する報酬に対 当該報酬に対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。 一方の締約国の居住者が、 ただし、 当該船舶又は航空機が他方の締約国 船舶又は航空機の 通常の乗組員の一 しては、 $\overline{\mathcal{O}}$ 当 該 企業によ 員として、 一方の

3

第十六条

きる。

で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、 方 の締約国 の居住者が 他方の締約 国 の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関 当該他方の締約国におい て租税を課することがで 0 構 成員 の資格

第十七条

1 ジ 所得に対しては、 彐 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、 \mathcal{O} 俳優、 音楽家その他の芸能 当該他 方の締約国に 人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する お į١ て租税を課することができる。 映画、 ラジオ若しくはテレビ

2 能 者に帰属する場合には、 人又は運 方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の 動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。 当該所得に対しては、第七条、 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、

第十八条

金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 次条 1の規定が適用される場合を除くほか、 一方の締約国の居住者に過去の勤務について支払われる退

第十九条

1

当該 払われ、 政 府 方の締: の職 又は当該一方の締約国若しくはその地方政府若しくは地方公共団体が拠出した基金から支払われる 務 約 の遂行として一方の締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体に提供された役務につき、 国 \mathcal{O} 国民に対し、 当該一 方の締? 約国若しくはその地方政府若しくは地方公共団体によつて支

報酬 (退職年金を含む。) に対しては、 当該一方の締約 .国においてのみ租税を課することができる。

2 勤 務 方の締約国又はその地 につき支払 わ れる報酬 又は退職年金については、 方政府若しくは地方公共団 第十五条から前条までの規定を適用する。 体が利得を得る目的で行なう営業又は事業に関連する

第二十条 削除

第二十一条

ては、 の居住者であるもの又はその滞在 国内において最初に訓 めに受け取る給付 専ら教育又は訓 租税を課することができない。 練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、 (当 該 練を開始した日から四年を超えない期間についてのみ適用する。 方の 締 約 . (T) 直 国外 事 前 に 業修習者の場合には、 から支払われ 他 方の 締約 るも 国の居住者であつたものがその生計、 のに限る。 この条に定める租税の に対しては、 当該 免除は、 方 現に他方の 教育又は 当該 \mathcal{O} 締 約国 方 訓 締約国 \tilde{O} 12 練 締 お \mathcal{O} 約 た 1

第二十一条のA

約国におけるその支払者の課税所得の計算上控除される場合には、 である この 条 匿 約 名組合員が \mathcal{O} 他 この規定 取得する所得に対しては、 に か か わ らず、 匿 名 組 合契約その他これに類する契約に関 当 該所得が 他方 の締 当該: 約国 内に 他方の締約国において、 おい て生じ、 連して一 方の か つ、 締 当該 当 約 該 玉 他 他 \mathcal{O} 方の 居住 方 \mathcal{O} 締 締 者

約国の法令に従つて租税を課することができる。

第二十二条

とができる。

- 1 下この条にお 方の締? 約 1 国 て の居住者が受益者である所得 「その他の所得」という。 (源泉地を問わない。)であつて前各条に規定が に対しては、 当該一 方の締約国におい ての 4 租税を課するこ ない も の 以
- 2 又は他・ にお 質的な関連を有するものであるときは、 1の規定は、 いて、 の受益者が、 方の締約国内に 当該その他 一方の締約国 他方の締 の所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実 おいて当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の 約国内において当該 の居住者であるその他の所得 当該その他の所得については、 他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合 (第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除 適用しない。 人的役務を提供する場合 この場合には、 第七条
- 3 の他 るときは、 1 の所得 に規定する一方の締 この条の規定は、 \mathcal{O} 額が、 その関係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる 約国 その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、 の居住者と支払者との間又はその双方と第三者との間 0 特 莂 \mathcal{O} 関係 当該その他 る額を超え により、 そ

又は第十四

条の規定を適用する。

 \mathcal{O} 法令に従つて租税を課することができる。 ·所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、 各締約国

 \mathcal{O}

4 であろうと認められるときは、 者が当該権利又は財産に関して当該他方の締約国の居住者からその他の所得の支払を受けることはなか る場合におい して当該一方の締約国 方の締? 約国 て、 の居住者が権利又は財産に関して他方の締約国内において生じたその他の所得の支払を受け 次の(a) の居住者からその他の所得の支払を受けないとしたならば、当該一方の締約国 及び心に規定する事項に該当する者が当該権利又は財産と同 当該一方の締約 玉 の居住者は、 当該その他の所得の受益者とはされない。 の権利又は財 産に \mathcal{O} 居住 つた 関

- (a) により認めら 当該他-一方の締: れる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。 約国内において生ずるその他 \mathcal{O} 所得に関し、 当 該 方の締約国の居住者に対してこの条約
- (b) いずれの締約国 の居住者でもないこと。

第二十二条の

1 典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、 条に定める所得を取得するものは、 方の締約国 の居住者であつて他 2に規定する適格者に該当し、 方の締約国内から第十条3、第十一条1、第十二条、第十三条6 かつ、これらの規定により認めら 各課税年度において、これらの規定に 文は前

より認められる特典を受ける権利を有する。ただし、これらの規定により認められる特典を受けることに関

し、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 方の締: 約 国 の居住者が 次の (a) から

f)までに

掲げる者の 7 ・ずれかに該当する場合には、 当該 方の 締 約国

(a) 個人

 \mathcal{O}

居住

者は、

各課税年度にお

1

て適格者とする。

(b) 適格政府機関

(c) 法人(その主たる種 類の株式が、 8(c) i)又は⑪に規定する公認の有価証券市場に上場され、 又は登録さ

れ、 か つ、一又は二以 上の 公認の 有 価 証券市 場に おい て通常取引されるものに限る。

(d) 銀行、 保険会社又は証券会社 (その者が居住者とされる締約国 の法令に基づいて設立され、 か つ、 規制

されるものに限る。

(e) 終了 第四条16又は0に規定する者 (T) 日に おい てその受益者、 構成員又は (同条1)的に規定する者にあつては、 参 加者の 五. 十パパ] セントを超えるもの 当該 課税年度 が 1 ず \mathcal{O} ĥ 直 . 前 カン \mathcal{O} \mathcal{O} 課税年 締 約 玉 度の \mathcal{O} 居

住者である個人である年金基金又は年金計画に限る。

(f) 個 人以外の者 (a)から(e)までに掲げる適格者であるいずれかの締約国の居住者が、 発行済株式その他の

受益に関する持分又は議決権の五十パーセント以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接又は

間接に所有する場合に限る。)

3 第十条3、 人がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすときは、 人の発行済株式又は議決権の七十五パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有し、 方の締 第十一条1、 約 国 の居住者である法人は、 第十二条、 第十三条6又は前条に定める所得に関 適格者に該当しない場合においても、 Ļ 他方の 七以下の 締約国 同等受益者が当該 内 .から取り か つ、 当該法 得する これ 法

4 2 (f) 又は 3 の規定 の適用については、 次に定めるところによる。

の規定により認められる特典を受ける権利を有する。

5

(a) ては、 る要件を満たしているときは、 源泉徴収による課税については、一 当該配当の支払を受ける者が特定される日)に先立つ十二箇月の期間を通じて2付又は3に規定す 当該支払が行われる課税年度につい 方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日 て当該要件を満たすものとする。 (配当につい

(b) 日 その 数 の半数以上の 他 のすべての場合については、 日 に おい て2fy又は3に規定する要件を満たしているときは、 方の 締約[国 の居住者は、 その 所得の支払が行わ 当該支払が行われる課税 れる課税年 度の 総

年度について当該要件を満たすものとする。

- 5 (a) 3 満たすときは、 一方の締約国の居住者は、 第十一条1、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得に関し、次の⑴から⑾までに掲げる要件を これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。 適格者に該当しない場合においても、 他方の締約国内から取得する第十条
- (i) 当該居住者が多国籍企業集団の本拠である法人として機能すること。

所得がし近に規定する営業又は事業の活動に関連し、

又は付随して取得されるものであること。

- (iii) 当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満た

(ii)

当該

- (b) 籍 企業集団 方の締: 約 の本拠である法人とされる。 国 の居住者は、 次のiからwまでに掲げる要件を満たす場合に限り、 (a)の規定の適用 上 多国
- (i) 企業集団 当該居住者が、 の資金供給を行うこと。 当該多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又は当該多国籍
- (ii) 当該多国籍企業集団が行う営業又は事業の活動が、それぞれ当該多国籍企業集団の総所得の五パーセン る国に 当該多国籍企業集団が、 おいて営業又は事業の活動を行うこと。 五. 以上 \mathcal{O} 玉 の法人により構成され、 ただし、これらの国 これらの法人のそれぞれが居住者とされ のうち いず ħ か 0) 五. \mathcal{O} 玉 内に お 7

ト以上を生み出す場合に限る。

- (iii) 1 ずれも当該 当該一方の締約国 多国 籍企業集団 [以外のそれぞれの国内において当該多国籍企業集団が行う営業又は事業の活動 $\overline{\mathcal{O}}$ 総所得の 五. 十パー セント - 未満し か生み出さないこと。 が、
- (iv)当該居住者の 総所得のうち、 他 方 の締約 国内 から当該居住者が取得するもの の占める割合が五 十パ

]

(v) (i)に規定する機能を果たすために、 当該居住者が独立した裁量的な権限を有し、 かつ、 行使するこ

と。

セント以下であること。

うものと同

|様の

ものに従うこと。

- (vi) 当該居住者が、 当 該 方の締約 玉 に おい て、 所得に対する課税上の規則であつて6に規定する者が 從
- (c) て (b) (ii) れぞれを満たしている場合には、 (b) の規定の適用上、 からいまでに規定するそれぞれの総所得の平均がこれらの規定に規定する総所得に関する要件のそ 一方の締約国 当該所得を取得する課税年度について当該要件を満たす の居住者は、 その所得を取得する課税年度の直前の三課税年度につい ものとみなす。
- (a) 3 方の 第十一条1、 締 約 玉 の居住者は、 第十二条、 第十三条6又は前条に定める所得に関し、 適格者に該当しない場合においても、 他方のは 次のijからijまでに掲げる要件を 締 約国 内 から取得する第十条

6

満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

- (i) が 自己の 当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行つていること。ただし、当該事業が、 勘定のために投資を行い、 又は管理するもの (銀行、 保険会社又は証券会社が行う銀行業、 当該居住者 保
- 険業又は証券業を除く。 である場合は、 この限りでない。
- (iii) 当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満た

又は付随して取得されるものであること。

(ii)

当該

- (b) には、 他方の締 第九条1回若しくはしに規定する関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合 する条件を満たすこととはならない。 事実及び状況に基づい 方の締約国 当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、 約国 内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、 の居住者が、 て判断される。 他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者と この (b) の規定の 適用上、 当該居住者又は当該関係を有する者が当該 事業が実質的なものであるか否かは、 当該所得について回に規定 すべ
- (c) (a) の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行つているか否かを決定するに当たつて、そ

7

0)

た、 する持分を直接若しくは間接に所有する場合には、 しくは二以上の同一の者によつて支配されている場合には、一方の者及び他方の者は、 済株式その他 する株式その の者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業は、 方の者が他方の者の発行済株式その他の受益に関する持分若しくは議決権の五十パーセント以上に すべての事実及び状況に基づいて、一方の者が他方の者を支配している場合又はそれぞれの者が 他 の受益に関する持分若しくは議決権の の受益に関する持分を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれ 五十パーセント以上に相当する株式その 一方の者及び他方の者は、 その者が行うものとみなす。 関連するものとする。 関連するものとす 他 一の受益に の者の 相当 発行 に 若 ま · 関

7 認められる特典を受けることができる。 られる特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定するときは、 は行政上の慣行に従つて、 を有する場合に該当しないときにおいても、 1 方の締: 第十二条、 約国の居住者は、 第十三条6又は前条に定める所得についてこれらの規定により認められる特典を受ける権 当該居住者の設立、 適格者に該当せず、 他方の締約 取得又は維持及びその業務の遂行がこれらの かつ、 国 3 「の権限のある当局が、 5及び6の規定に基づき第十条3、 当該他方の これらの規定により 締 規定により認 約国 第十 $\overline{\mathcal{O}}$ 法令又

る。

条

利

- 8 この 条の規定 の適用上、
- (a) 行、 本の過半数を直接若しくは間接に所有する者をいう。 スイス 適 格 政 国 府機関」とは、 立銀行 文は一 方の締: 方の締 約 約 玉 国 \mathcal{O} 政 の政府、 府若しくは一 方の締 方 \mathcal{O} 約 締 国 約 $\overline{\mathcal{O}}$ 国 地方政府若しくは地方公共団体、 \mathcal{O} 地方政府若しくは地方公共団 日本銀 体 が そ
- (b) 「主たる種 類の株式」 とは、 法人の発行済株式又は議決権 の過半数を占める一 又は二以上 $\overline{\mathcal{O}}$ 種類 $\widehat{\mathcal{O}}$ 株式
- (c) 「公認 \mathcal{O} 有価 証 券市場」 とは、 次の ものをいう。

をいう。

 \mathcal{O} 資

- (i) 可 金融 日本国 商 品 0 金融 取 引業協会により設立された有価証券市 商 品品 取 引 法 (昭 和二十三年法律第二十五号) に基づき設立された金融商 品品 取 引 所 又 は認
- (ii) 株式 の公認の 取引が行われるスイスの有価 証券市 場
- (iii) ク証 所 券取引所、 口 券取: ンド デ ユ 引 ツ ミラ 所 セ 証 | 券取 ル ノ証 IJ F 引所、 ス ル ボ 券取引所、 フ証券取引所、 ン 証 アイルランド証券取引所、 券取 引所、 = ユ] フランクフル ルクセンブル 日 ク証券取引所、 卜証 ク アムステルダ 証 券取 券取引所、 **引**所、 パ リ証券取引所、 ム証券取引所、 ンブ マドリー ル ク証券取 ソウ F 証 選 券 取 引 で ブリ ĺ 引 証券取引所、 所 ユ 所 ツ セ 日 メキ ル ネ 証 券取引 ス ブ コ ガ 証 ル

ポール証券取引所、 ストックホルム証券取引所、 シドニー証券取引所、 トロ ント証券取引所、

証券取引所及びナスダック市場

(iv) この 条の規定の適用上、 両締約 国 「の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有

価証券市場

(d) 「同等受益者」とは、次の(i)又は(ii)のいずれかの者をいう。

(i) この条約の特典が要求される締約国との間 に租税に関する二重課税の回避のための条約 (以下この条

満たすもの

に

おいて「租税条約」という。)を有している国の居住者であつて、

組税条約が実効的な情報の交換に関する規定を有すること。

(bb) 条約に当該規定がない場合には、 当該居住者が、 租税条約における特典 租税条約に2の規定に相当する規定が含まれているとしたならば、 の制限に関する規定に基づき適格者に該当すること又は租税

当該居住者がその規定により適格者に該当するであろうとみられること。

(cc)条約 第十条3、 の特典が要求されるこれらの規定に定める所得について租税条約の適用を受けたとしたならば、 第十一条1、 第十二条、 第十三条6又は前条に定める所得に関し、 当該居住者が、

次のaからcまでに掲げる要件を

この条約に規定する税率以下の税率の適用を受けるであろうとみられること。

- ⑪ 2(a)から(e)までに掲げる適格者
- (e) \mathcal{O} 額を差し引いた残額をいう。 「総所得」とは、 企業がその事業から取得する総収入の額から当該収入を得るために直接に 要した費用

第二十三条

- 1 従い、 とする。 の額から控除する。 る場合には、 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に 日本国 当該所得について納付されるスイスの租税 の居住者がこの条約の規定に従つてスイスにおいて租税を課される所得をスイス内から ただし、 控除の額は、 日本国 \mathcal{O} 租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えない の額は、 当該居住者に対して課される日本国 取 \mathcal{O} もの 租税
- 2 租 1 税を課されるものは、 の規定の適用上、 日本国 スイス内 の居住者が受益者である所得であつてこの条約の規定に従つてスイスにお の源泉から生じたものとみなす。 7
- 3 6 の規定が適用される場合を除くほか、 スイスの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得するときは、 スイスは、 当該所得について租税を免除する。 もつとも、 4 又 は スイス

は、 条2に規定する収 われないとしたならば適用されたであろう税率を適用することができる。 当該居住者の残余の所得に対する租税の計算に当たつては、 益を取得する場合には、 当該 収益に対して同条2の規定に従つて日本国に その免除された所得についてその免除が行 当該免除は、 当該居住者が第十三 おい て課される

4 スイ スの居住者が配当又は利子を取得し、 これらが第十条又は第十一条の規定に従つて日本国におい て租

租

税

0

額が

証

明されたときに限り、

適用する。

- (a) 税を課される場合には、 当該居住者の所得に対する租税から、 スイスは、 当該居住者に対し、 第十条及び第十一 その申請に基づいて次のいずれかの 条の規定に従つて日本国 に おい て課される租税 救済を与える。
- 所得税 の額のうち日本国において租税を課される所得に対応する部分を超えないものとする。

 \mathcal{O}

額と等

7)

額を控除

すること。

ただし、

この控除の

額は、

当

該控

深が

行わ

れ

る前に算定され

たス

イス

 \mathcal{O}

- (b) (a) に規定する救済の 一般原則を考慮した標準算式によつて決定されるスイスの 租税 の概算控除
- (c) \mathcal{O} 当 額 該 のうち少なくとも日 所得に対するスイスの 本 国 に 租 税 お の 一 **,** \ て課され 部免除。 る租 1 税 かなる場合においても、 \mathcal{O} 額に相当する部分に係 日 本国 るス 1 内 ス か \mathcal{O} ら取得し 租 税を免除 た当 する。 該 所得

用されるべき救済を決定し、 スイ ・
ス
は
、 租 税に関する二重課税の かつ、 その手続を定める。 口 避 \mathcal{O} ために自国 が 締 結する国際条約の 実施に関する規定に従

適

5 イスの租税に関し、 スイ スの居住者である法人で、 配当を支払う法人がスイスの居住者であるとしたならば与えられたであろう救済と同 日本国 「の居住者である法人から配当を取得するものは、 当該配当に係るス

 \mathcal{O}

救

済を受ける権利を有する。

- 6 お 該 除する。 所得に対するスイス 1 ス て 1 租税を課される所得に対応する部分を超えない ス ただし、この控除の額は、 の居住者が第十三条3個に規定する所得を取得する場合には、 0) 租税、 が 5 同条3 当該控除が行われる前に算定されたスイスの所得税の額のうち日 の規定に従つて日本国において課される租税の ものとする。 ス イスは、 その 申 額と等 請 に基づい しい 上本国に 額を控 て、 当
- 7 第十条2若しくは第十一 日 本 国 が、 ス 1 ス 0 居 条 2 の 住者が取得する所得に対して、この条約 規定を適用する場合には、 3 0) 規定は、 の規定を適用 当 該 所得につい して租税 、ては、 を免除 適 する場合又は 用し ない。

第二十四条

- 1 n 又は課されることが 方の締? 約 玉 \mathcal{O} 玉 民 あ は、 る租 他 税又は 方 \mathcal{O} 締 これ 約 国に に関連する要件以外の又はこれらより おい て、 同 様 の状況にある当該他方 も重 の締 約 1 租 玉 $\overline{\mathcal{O}}$ 税又はこれ 国 民が 、課され に関連す ってお
- 2 方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、 当該他方の締約国において、

る要件を課されることは

ない。

 \mathcal{O} の規定は 同 居 様 住者に の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。 認 める租 方の締約国に対し、 税 上 0 人的控除、 家族 救済及び軽減を他方の締約国 の状況又は家族を扶養するため の居住者に認めることを義務付け の負担を理由として当該 方の いるも この 締 約 2 国 \mathcal{O}

と解

してはならな

様

の条件で控除

するものとする。

- 3 業 の企業が他 \mathcal{O} 第九条1、 課 税 対 象利得の決定に当たつて、 方の締約国 第十一条6、 の居住者に支払つた利子、 第十二条4又は第二十二条3の規定が適用される場合を除くほ 当該一方の締約国 使用料その他の支払金については、 [の居住者に支払われたとした場合における条件と同 当該一方の か、一 締約 方の 締 玉 約 \mathcal{O} 企 玉
- 4 税 の企業が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重 又は間接に所有され又は支配されているものは、 又はこれに関連する要件を課されることは 方の締: 約 玉 $\overline{\mathcal{O}}$ 企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国 な 当該一方の締約国に おいて、 「の一又は二以上の居住者により直 当該一 方の締 約 国 \mathcal{O} 類 似 \mathcal{O} 1 他 接 租
- 5 この条において、「租税」とは、すべての種類の税をいう。
- 6 この条の規定の適用は、 第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十五条

- 1 L れ となると認める者は、 な か 一方又は双方の締約国 . の締約1 、課税に係る措置 玉 の権限のある当局に対して申立てをすることができる。 その事案につき、当該一方又は双方の締約国 の最初の通知の日から三年以内に、 「の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けること しなければならない。 の法令に定める救済手段とは別に、 当該申立ては、 この条約の規定に適合
- 2 は、 を解決するように努めるものとする。 権限のある当局は、 この条約に適合しない課税を回避するため、 1の申立てを正当であると認め、 他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案 かつ、適当な解決を与えることができない場合に
- 3 重課税を除去するため、 するように努めるものとする。 両 締 約国 の権限のある当局は、 相互に協議することができる。 両締約国 この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決 一の権限のある当局は、 また、この条約に定めのない場合における二
- 4 両 締 約国 の権限のある当局は、 2及び3の合意に達するため、 直接相互に通信することができる。
- 5 (a) 1 の規定に従つて当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、 方又は双方の締 約 国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、

(b) 局 当該事案に対処するために両締約 合意に達することができない場合に に提供された日から三年以内に、 国 2 お |の権限 の規定に従 7 \mathcal{O} ある当局が ٧Ì 両 締 約 国 要請した全ての情報が \mathcal{O} 権限のある当局が当該事案を解決するため 両締約国 \mathcal{O} 権 限 0 ある当

て、

 \mathcal{O}

は、 当該 玉 \mathcal{O} \mathcal{O} 事 0 ある当局 法令上 者 仲裁に付託されない。 項に が うい 書 面 $\overline{\mathcal{O}}$ の合意を受け入れない場合を除くほか、 て により要請するときは、 1 1 か ず なる期間 ħ か の締約 当該事案によつて直接に影響を受ける者が、 制 限 国 にも の裁 か 当該事案の未 判所又は行政審判 か わらず、 実施されなけ 当該仲裁決定は、 解決 所が の事 項は、 既に決定を行つた場合には、 ń がばない 仲 両締: 裁に付託される。 らな 仲裁決定を実施する両締約国 約 \ <u>`</u> 国 を拘束するもの 両締 約 玉 ただし、 当該 \mathcal{O} 権 とし、 限 未 当該 \mathcal{O} 解決 あ る当局 未 両 \mathcal{O} 0 締 権 解 事 約 項 決 限

(a) 場合には、 とを理由として、 該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取 \mathcal{O} 合意によつて事案を解決するため 一又は二以上の 5 (b)に規定する期間 同 方の締 の事 約 項に関する事案について裁判所又は行政審判所に 国 は、 一 の 権 当該 0 限 手 0 続 り下げられるまで、 事案に係る裁判所若しくは行政 ある当局が、 (以下この 条に 1及び2の お 進行を停止する。 į١ て 規定に従つて両 相 互 協議手 審判所の おい 続 手 締 て手続が 続が停止され、 とい 約 国 う。 \mathcal{O} 係属中であるこ 権 限 を停 \mathcal{O} ある当局 又は当 止 L た

6

は、

0)

5

0)

規定の実施方法を合意によつて定める。

- (b) 意した場合には、 事案の申立てをした者及び一方の締約国の権限のある当局が、 5 6 に規定する期間 は、 その停止 が解除されるまで、 相互協議手続を停止することについて合 進行を停止する。
- (c) 当局によつて要請された追加 供された日に終了する期間と等しい期間延長する。 局が合意する場合には、 事案によつて直接に影響を受ける者が5份に規定する期間 当該期間は、 の重要な情報を適時に提供 その要請され た情 報の提 なか \mathcal{O} 出 開 つたことについ の期限とされた日に開始し 始の後にい ずれ , て両締: カ \mathcal{O} 約国 締約 \mathcal{O} 玉 当 権 \mathcal{O} 該 権 限 情 \mathcal{O} 限 \mathcal{O} 報 あ いる当 が ある 提
- 7(a) 仲裁人の任命については、次の規則を適用する。

仲裁

入に

よつて構成される。

- (i) 仲裁 \mathcal{O} た 8 0 委員会は、 玉 際租 税に関する事項に うい て専門知 識 文は経験を有する三人の個人である
- (ii) は、 約 各締 国 仲 0 国 裁 約 民 \mathcal{O} 国 ため \mathcal{O} 又は居住者でもあつてはならな 権 の委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。 限 のある当局は、 一人の仲裁人を任命する。このようにして任命された二人の仲裁 仲裁のための委員会の長は、 7 ず ħ \mathcal{O}

締

人

(iii) 並 びに事案によつて直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければならず、 仲 裁 入は、 それぞれ、 任命を受諾する時において、 両 締 約 国 \mathcal{O} 権限 0 ある当局、 税務当局及び かつ、 財務省

人が を維持しなければならず、 これらの者から独立していなければならず、 公平であ ŋ, か つ、 独立しているという外観を損なうおそれの 並びに当該仲裁手続の後の妥当な期間において、 当該事案に係る仲裁手続を通じて、 ある行為を行つてはならない 当該仲裁手続に その公平性及び独立性 関して仲 裁

- (b) 玉 7 両締 \mathcal{O} 関 書面によつて合意することを確保する。 約 係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従つて仲裁手続に関する情報を取り扱うことにつ 玉 \mathcal{O} 権限 \mathcal{O} あ る当局は、 仲裁. 人及びその職員 が、 仲裁手続の実施に先立つて、 次条2及び 両 締 約
- (c) 及び され 及びその職員 開示を受けることができる者又は当局とみなす。 1 ては、 この条及び次条の規定並 た情報とみ 両 締 当 約 該候補者 玉 \mathcal{O} (仲裁: んなす。 権 限 \mathcal{O} が 人一人について三人までに限る。 神裁 ある当局が仲裁の 人の要件を満たすことができることを確認するために必要な範 びに情報の交換、 ため の委員会から受領する情報は、 秘密及び行政支援に関する両締 仲裁のための委員会又は仲裁人の候補者が受領する情報 並 びに仲裁 人の 候補者は、 次条1 約国 $\overline{\mathcal{O}}$ 1 情 報 法令の 規定に基づいて交換 (当該 開に 適用 限る。 候補 上 仲裁 者に 0
- 8 (a) 仲 裁決定は、 最 終的 なものとする。
- (b) 仲 裁決定は、 **,** \ ずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によつて当該仲裁決定が無効とされる場合

人

0

裁手続 には、 は、 両 両締約1 締 (76及び(c)並 約 玉 国を拘束しない。この場合には、 \mathcal{O} 権 限 0 ある当局が新たな仲裁 びに11の規定に係るものを除く。) \mathcal{O} 5に規定する仲裁の要請は、 要請は認められないことについて合意する場合を除くほか は、行われなか つたものとする。 行われなかつたものとし、 この場合に 仲

(c) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

新

たな仲は

裁

0

要請を行うことができる。

- 9 (a) れ な 事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入 い場合には、 当該事案について、 国 行わ ない。
- (b) る当局に送付するまでの間に、 この には、 該合意と整合的な方法によつて当該事項に関する係属中の に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当 \mathcal{O} あ 事 条の規定 る当局の合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、 案によって直接に影響を受けるいず 当該合意は、 の適用 上、 当該事案によつて直接に影響を受ける者によつて受け入れられなかつたものとする。 仲 裁 次の個からでまでの規定のいずれかに該当する場合には当該事案に関する仲 \mathcal{O} 要請 が 両締: 行 ħ われてから仲裁の か 約 の者が、 の権限のある当局による更なる検討は、 当該事案に係る仲裁決定を実施する両締 ため 訴 訟手続若しくは行政手続を終了させない場合 の委員会がその決定を両締 裁判所若しくは行政 約 れ 玉 約国 \mathcal{O} 権 審判 \mathcal{O} 限 \mathcal{O} 権 あ 所 限

10

裁 手 続 は終了し、 次の(a)又は(b) の規定に該当する場合には当該事案に関する相互協 議手続も終了する。

- (a) 両締 約 玉 \mathcal{O} 権 限 のある当局 が、 2の規定に従い当該事案を解決するための合意に達する場
- (b) 当該 事 案 \mathcal{O} 申 立てをした者が、 仲 裁 \mathcal{O} 要請 又は 相 互. 協 議手続の 申 立てを撤回する場合
- (c) 当該 事 案の 未 解決 \mathcal{O} 事項に 0 7 てい ず n カ 0 締 約 玉 \mathcal{O} 裁 判 所又は 行政 審判 所が決定を行う場合

11

各

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

ある当局は、

 \mathcal{O} ある当局 締 約 は、 国 が 両締 別段の合意をする場合を除くほ 権 限 権限 ある当局が 自らの費用及び自らが 物等に か、 仲裁の する。 ため 任命する仲裁 \mathcal{O} 委員会の長の費用その他仲裁手続の実 人の費用を負担する。 両 締 約国 施 \mathcal{O} 権 に

12 5 か 5 11 ま で の規 定 は、 次 \mathcal{O} 事 案に つい ては、 適 用 L な V.)

する費用

約

玉

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

. 負

担

- (a) 第四 · 条 3 の規定に該当する事案
- (b) だし、 当該更正をすることができる課税年 正をすることができない 評 価 当該更正 することが困難 が、 当該更正をする締 な無形資産に関する第九条1に規定する状況における利得の 他 \mathcal{O} 課税年度に行わ 度に関してなされるも 約 国 \mathcal{O} 法令 れた評価することが困難な無形資産に係る取引に関するもの . (7) 期 間 制 0 限に であつて、 関する規定及び同 これらの 規定 条 3 更正に関する事 0 \mathcal{O} 規 下 定 に お \mathcal{O} 下に 1 て当該 案。 お 1 た 更 7

である場合に限る。

関

限

第二十五条のA

1 に反 方公共団 両締 l ない場合に限る。 約 国 体 一の権 が 課するすべての 限 のある当局は、 0) 規定 種 類 この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地 の運 $\widehat{\mathcal{O}}$ 租 税 用若しくは執行に関連する情報を交換する。 に 関する両 締 約 玉 \mathcal{O} 法令 (当該法令に基づく課税がこの 情報の交換は、 条約 第 \mathcal{O} 条及 規定

び第二条の規定による制限を受けない。

2 約国 約 開示することができる。 めにのみ使用する。これらの者又は当局は、 及び行政機関を含む。) 報と同様に秘密として取り扱うものとし、 しくは 1 玉 の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、 \mathcal{O} の法令に基づいて他 訴追、 権 限 \mathcal{O} 当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局 ある当 局 がそのような使用を許可するときは、 に対してのみ開示される。 一の目的 第一文から第三文までの規定にかかわらず、 のために使用することができる場合にお 1に規定する租税の賦課若しくは徴収、 当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定にお これらの者又は当局は、 当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情 他の 目的 一方の締 のために使用することができる。 į١ て、 当該情報をそのような目 約国が受領した情報は、 当該情報を提供 当該 は租税に 関する執行若 L た他方 (裁 的 判 0 O両 いく 締 7 た 締 所

3

1及び2の規定は、

ζ,

かなる場合にも、

一方の締約国に対し、

次のことを行う義務を課するものと解して

はならない。

- (a) 当該 一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
- (b) 当該 方 \mathcal{O} 締 約 国 又は 他方の締 約 国 の法令の下において又は行政の通常の 運営において入手することが

できない情報を提供すること。

(c) 又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。 営業上、 事業上、 産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報

4 る。 を認めるものと解してはならない。 る場合にも、 合には、 方の締? 方の締 自己 約国は、 当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否すること 約国がそのような手段を講ずるに当たつては、 の課税目的 他方の締約国がこの条の規定に従つて当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場 Oために必要でないときであつても、 3に定める制限に従うが、 当該情報を入手するために必要な手段 その 制限は、 な講ず 1 か な

5 報又は、 3 の規定は、 ある者の所有に関する情報であることのみを理由として、 提供を要請された情報が銀行その 他 <u>, 一</u> 金融機 翼 一方の締約国が情報の 名義人、 代理人若しくは受託者が 提供を拒否すること 有する情

を認めるものと解してはならない。

第二十六条

- 1 この条約のいかなる規定も、 国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員
- の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。
- 2 第四 条の規定にかかわらず、 方の締約国の外交使節団、 領事機関又は代表部であつて他方の締約 玉 又は
- 第三国に所在するものの構成員である個人は、 次の回及び的の規定に該当する場合には、この 条約 \mathcal{O} 適 用
- 上、派遣国の居住者とみなす。
- (a) 国際法に従い、 その者が、 接受国において、 当該接受国外に源泉のある所得につき、 租税を課されない

こと。

(b) その者が、 派遣国において、 そのすべての所得に対して課される租税に関し、 当該派遣国 「の居住者と同

様の義務を負うこと。

3 ある者であつて、 この条約は、 国際機関、 方の 締約 その内部機関又は職員及び第三国の外交使節団、 国 に所在 か つ、 その所得に対して課される租税に関 領事 機関又は代表部の構 l ζ) ず れの 締約 国にお 説成員で

第二十七条

いても居住者として取り扱わ

れない

ものについては、

適用しない。

1 この条約は、 批准されなければならない。 批准書は、 できる限りすみやかにベルンで交換されるものとす

る。

2 この 条約 は、 批 准 書 『の交換 \mathcal{O} 日 の後三十日目の日に効力を生じ、 かつ、 次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、

この条約が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得

(b) スイスにおいては、

この条約が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度

第二十八条

の期間 通告を行なうことができる。 この条約は、 が満了した後の各年の六月三十日以前に、 無期限に効力を有する。ただし、 この場合において、 この条約は、 外交上の経路を通じ他方の締約国に対して書面による終了の いずれの一方の締約国も、 次の ものについて効力を失う。 この条約の効力発生の日から五年

(a) 日本国においては、

その通 告が行なわ れ た年 の翌年の一 月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得

(b) スイスにおいては、

その通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度

以上の証拠として、下名は、 正当に委任を受けて、この条約に署名した。

千九百七十一年一月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語、 ドイツ語及び英語により、それぞれ二通

ずつ、本書六通を作成した。日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

愛知揆

スイス連邦政府のために

エミル・シュターデルホファー

政府は、 との間 の間 の条約 九 0 百七十一年一月十九日に署名された所得に対する租税に関する二重課税の 改正議定書によって改正された所得に対する租税に関する二重課税の回 条約を改正する議定書 (以下「条約」という。)の不可分の一部を成す次の規定を協定した。 (以 下 「改正 議定書」 という。 の署名に当たり、 避 口 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 日 避 ため 本国 のため Ó 政 Ó 日本国とスイスと 府及びス 日本国とスイス 1 ス 連 邦

に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、 ことが妥当である場合には、 ることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判 条 約 のい かなる規定にもかかわらず、 そのような場合においても当該特典を与えることが条約の関連する規定の 全ての関連する事実及び状況を考慮して、 与えられない。 条約に基づく特典を受け 断 目 する 的

1

2 条約第三条10の規定に関し、

は同 関して取得する所得につき租税を免除される者として取り扱われることが了解される。 年金基金又は年 法附則 第二十条第一 金計 画 項に規定する租税が課される場合においても、 は 日 本国 の法 人税法 韶 和 匹 十年 法律第三十四号) 条約第三条1kmに規定する活動に 第八条若しくは第十条の二又

3 条約第七条3及び第九条2の規定に関し、

する場合に限り、 て正当なもの 方の締約国 であり、 は、 条約第七条3又は第九条2の規定に従って調整を行う義務を負うことが了解される。 他方の締約国によって行われた調整が条約第七条2又は第九条1に定める原則に照らし カゝ つ、 その原則に基づいて算定された額に関して正当なものであることについて同 意

4 条約第十条の規定に関し、

対して支払う配当を控除することができる法人によって支払われる配当については、 同条3(a)の規定は、 配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国における課税所得の計算上受益者に 適用しない。

5 条約第二十二条のAの規定に関し、

「保険」には、再保険を含むことが了解される。

- 6 条約第二十五条のAの規定に関し、
- (a) 基づき情報を入手するためのすべての妥当な手段 1 場合に当該情報を提供する義務を課するものと解してはならない。 同条の規定は、 7 かなる場合にも、 方の締 約 国に対し、 (過重な困 難を生じさせるものを除く。 他方の締約国がその法令又は行政上の を講じてい 慣行に な
- (b) 同条に規定する情報の交換には、 単なる証拠の収集 (証拠漁り) のみを目的とする措置を含まないこと

が了解される。

(c) 約 玉 方の締: \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} 約 国 ある当 が同条の規定に従って他方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、 局は、 当該: 他 方の締約国 の権限のある当局に対して、 次のi)からv)までに掲げる情報 当該一 方の締

を提供することが了解される。

- (i) 所、 調査 口座番号その他これらに類する情報 の対象となる者を特定するために十分な情報 (例えば、 名称及び、 判明している場合には、
- 逆 要請する情報の対象となる期間
- (iii) 求め る情報に係る記述 (当該情 報 の性質及び当該 方の締約国が希望する当該 他方の 締約国 |から当該

情報を受領する形式を含む。)

- (i) 情報を必要とする課税目的
- (d) (v) 同 条の規定は、 要請する情報を保有していると認められる者の名称及び判明している場合には 両締約国に対し、 自動的 又は自発的に情報を交換することを義務付けるもの 住所 では、 な

ただし、 同 条 の規定は、 情 報を交換するに当たって利用可能な方法を制限するものではない。

(e) 方の締約国は、 弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関

住

する情報であって、 当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否する

ことができる。

(f) に関する当該他方の締約国 一方の締約国が同条の規定に従って他方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、 これらの規則が、 実効的な情報の交換を妨げ、 の行政上 の手続に関する規則は、 又は不当に遅延させる場合は、この限りでない。 引き続き適用されることが了解される。 納税者の 権利

この議定書は、改正議定書の効力発生の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、 各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

た。 |千十年五月二十一日にベルンで、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成し 日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

小松一郎

ハンス=ルドルフ・メルツスイス連邦政府のために